

第14号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む

ひやま

発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1
TEL 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 白山尚
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

2021.1.22 核兵器禁止条約



発効

終わりの始まり 世界は変わる

核兵器禁止条約が2017年7月に採択されてから3年半、1月22日についに発効しました。これまでに52の国・地域が批准しました。(別表)、昨年12月の国連総会では条約参加を訴える決議への賛同は130カ国にのぼりました。

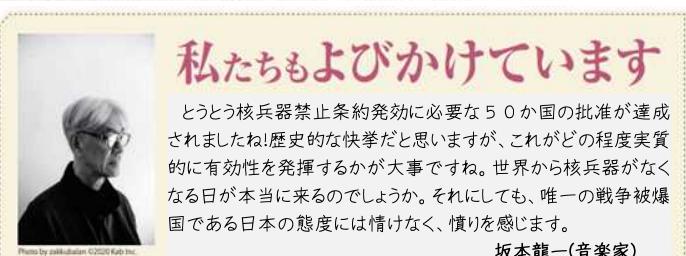
核兵器を違法とする国際法の文で、核兵器の使用が「壊滅的で、人類史の画期です。」と謗りつけたのです。これまで、核兵器はもともと「使用は禁じられています。」と規定されています。条約は前文で、核兵器の使用が「毀滅的で非人道的な結果」を招くとして、「いかなる場合にも核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法は、核兵器を完全に廃絶すること」と宣言します。

核兵器を違法とする国際法の文で、核兵器の使用が「壊滅的で、人類史の画期です。」と謗りつけたのです。これまで、核兵器はもともと「使用は禁じられています。」と規定されています。条約は前文で、核兵器の使用が「毀滅的で非人道的な結果」を招くとして、「いかなる場合にも核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法は、核兵器を完全に廃絶すること」と宣言します。

ながら人類悲願の大きな一步へと漕ぎつけたのです。世界はもはや軍事力で威圧する大国のものではなくなりつつあります。青い地球を次世代に渡すために残された人生をさげる覚悟です。

原爆被害者団体の木戸季市さ

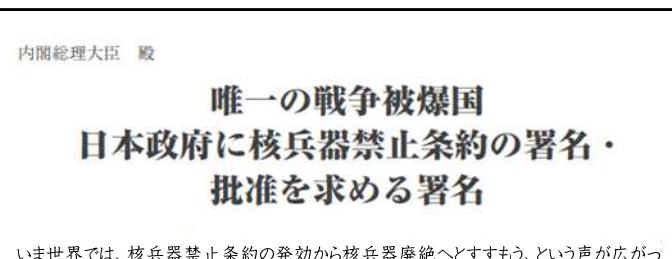
背を向ける政府に



私たちもよびかけています

どうこう核兵器禁止条約発効に必要な50か国が達成されましたね!歴史的な快挙だと思いますが、これがどの程度実質的に有効性を發揮するかが大事ですね。世界から核兵器がない日が本当に来るのでしょうか。それでも、唯一の戦争被爆国である日本の態度には情けなく、憤りを感じます。

坂本龍一(音楽家)



内閣総理大臣 殿

唯一の戦争被爆国
日本政府に核兵器禁止条約の署名・
批准を求める署名

いま世界では、核兵器禁止条約の発効から核兵器廃絶へとすすもう、という声が広がっています。多くの国々にが被爆者の声に耳を傾け、「核兵器による安全」ではなく、「核兵器のない世界による安全」を選択し、核兵器禁止条約を支持し、参加しつつあります。

唯一の戦争被爆国である日本政府は、核兵器廃絶の先頭に立たなければなりません。国内の世論調査でも、日本が核兵器禁止条約に参加すべきとの声は7割を超えていました。日本政府がこの被爆者と国民の声に誠実に応えることを訴えます。

私は、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名

名前	住
こちらからオンラインでの署名ができます。	



日本政府は条約に背を向けるばかりか、「米国の核兵器による日本防衛」を政府方針に掲げます。被爆国政府の態度として、国际的に失望と批判の声が広がっています。同時に「日本国民は核兵器開発を促す」という態度が明るみにされています。

核兵器を最もよく理解し、それを世界に伝える特別の責任があります」(ICAN事務局長)と期待も寄せられています。ご協力を心より呼びかけます。

「『核兵器の終わりの始まりの日がきました。世界は変わります。』の日がきました。世界は変わります。青い地球を次世代に渡すために残された人生をさげる覚悟です」。

核兵器禁止条約の批准国・地域一覧 (2021年1月22日現在) 報道より作成

中南米 21カ国	●アンティグア・バーブーダ ●ウルグアイ ●エクアドル ●エルサルバドル ●ガイアナ ●キューバ ●コスタリカ ●ジャマイカ ●セントクリストファー・ネビス ●セントビンセント・グレナディーン ●セントルシア ●ドミニカ ●トリニダード・トバゴ ●ニカラグア ●パナマ ●パラグアイ ●ベネズエラ ●ペリーズ ●ボリビア ●ホンジュラス ●メキシコ
オセアニア 10カ国	●キリバス ●クック諸島 ●サモア ●ツバル ●ナウル ●ニウエ ●ニュージーランド ●バヌアツ ●パラオ ●フィジー
アジア 8カ国	●カザフスタン ●カンボジア ●タイ ●バングラデシュ ●ベトナム ●マレーシア ●モルディブ ●ラオス
アフリカ 7カ国	●ガンビア ●ナイジェリア ●ナミビア ●ベナン ●ポツワナ ●南アフリカ ●レソト
欧州 5カ国	●アイルランド ●オーストリア ●サンマリノ ●パチカン ●マルタ
中東 1地域	●パレスチナ

「打合せ業務」割振り対象に

課題に関わる教育長交渉が行われました。「教員の確保」「勤務時間の割振り変更の対象業務」「超勤解消」について要求。勤務時間の割振り変更の対象業務に、新たに「校外での実習や学習活動に関する打合せ業務」が加えられました。対象業務は15業務になります。

他の課題については前進回答はありませんでしたが、超

1月28日、定員・教育予算課題に關わる教育長交渉が行われました。「教員の確保」「勤務時間の割振り変更の対象業務」「超勤解消」について要求。勤務時間の割振り変更の対象業務に、新たに「校外での実習や学習活動に関する打合せ業務」が加えられました。対象業務は15業務になります。

他の課題については前進回答はありませんでしたが、超勤縮減について、小玉教育長は次のように回答しました。

「各学校において教職員の考え方をそれぞれ職場の総意へ変えていくために、対話を重ね、協働しながら職場全体で業務の進め方を見直していくことが重要と考える」。この回答を受け、規則によつて「職務の明確化」を持ち込むことよりも、教職員の自発性・創造性の發揮を保障する条件整備と

教職員増が重要と指摘、「国に
対して教職員定数の一層の改
善を要望する」との回答が示
されました。「取組を着実に実
行」との従来の回答に比べ学
校・職場
づくりに
生かして
いける視
点を含ん
でいると
言えます。





質問する交渉団

対話重ね職場の総意へ 教育長

— 1年単位の変形労働時間制の導入を可能とするための条例化を受けて、道教委は、制度運用に必要な規則等の整備を急ぎます。しかも、都道府県ごとに整備する人事委員会規則と、服務監督教育委員会の立場で行う道立学校への導入具体化



回答する道教委・小玉俊宏教育長

と合せて、交渉課題にするべく、
いう乱暴な対応でした。コロナ禍の非常事態の最中に急ぐことではないとし、一ヶ月からの導入に拘泥した、極めて不誠実な態度」と強く抗議し、問題点を指摘してきました。

これまで数次の交渉が重ねられ、1月28日に教育長交渉が行われました。教育長は「本制度は各市町村教育委員会や学校の判断により選択的に活用できるものであり、一律に適用されるものではなく、道教委として、導入を強制するものではない」と回答しました。

交渉を通じて、①個々の事情への配慮と相談体制の整備②制度適用の勤務時間は原則9時間まで③正しい計測による在校等

時間の上限遵守が導入前提④在校等時間による規制でインバーバル規制を図ることなどが確認されました。

一方、現在運用される「割振り変更制度」との併用をめぐり、「時期により異なる制度の適用は可能」との説明が危うく、非常に使い勝手が悪い制度であること、インバーバル規制の休憩時間の目安が曖昧なこと、時間外勤務の上限について、過労死ラインを超える「特例」も活用可能としていることなどの問題点が明らかになりました。

教育長交渉では、「勤務時間の割り振りは勤務条件に関する事項なので、道立学校においては校長が交渉に応すべく周知する」と回答。市町村立学校にお

答申 学び CT」 中央教育 和の日本型で、全ての個別化された小規模化路線は、当該の教育委員会が服務監督者となることから、各町教育委員（教育長）との交渉や話し合いが必須となります。また、学校への導入にあたっては、校長との交渉や話し合いが求められます。

「各教委や学校の判断で活用できるものであり強制しない」と

道教委

理解図るプロセスが大事

――交渉のまとめ発言 高教組・尾張委員会

いま学校現場はコロナ対応に追われ、具体的な要求が山のようにある。そこに複雑な1年単位の変形労働時間制が道教委から降りていくわけだから、「それどころじゃない」という思いだろう。

教育長は「本制度の活用にあたっては、円滑な学校運営を図る観点から、校内全体で共通理解を図ることは重要」と回答したが、共通理解を図るプロセスが大事だ。トップダウンでは共通理解は図れない。「どうせ聞いてもらえない」となれば、自由にものをいう気力もなくなる。道教委全体として、学校現場に対して「上から目線」ではなく、リスペクトする姿勢をもつていただきたい。

1年単位の変形労働時間制は、学校現場をリスペクトする制度ではない。私たちは「総意」を形成するために運動を続ける。この制度を学校現場に降ろすことで道教委と校長の責任はますます重くなるということを、ぜひ自覚されるよう申し上げた